

平成27年第2回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成27年6月17日 午前9時30分開議

議長	おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
々	去る12日に開会されました第2回定例会も本日最終日となりました。連日、皆様方には熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。
々	ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので会議は成立しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1、「委員長報告」を議題と致します。
々	産建町民常任委員長から、「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。 1番高良産建町民常任委員会委員長。
高良産町常任委員長	平成27年6月17日。 川本町議会議長 植田昌平 殿。 産建町民常任委員会 委員長 高良敏幸。 陳情審査結果報告書。 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。 記。 1、受理番号、陳情第3号、TPP交渉に関する陳情。 付託年月日、平成27年3月6日。 審査年月日、平成27年6月12日。 審査の結果、不採択とすべきもの。
々	2、受理番号、陳情第4号、町行造林分収契約における地上権設定解除の陳情。 付託年月日、平成27年6月12日。 審査年月日、平成27年6月12日。 審査の結果、趣旨採択とすべきもの。 以上でございます。

- 議 長 以上で、産建町民常任委員会委員長からの報告を終わります。
- 々 それでは、「陳情第3号」に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「陳情第3号、T P P 交渉に関する陳情」に対する委員長報告は「不採択とすべきもの」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「陳情第3号」は委員長報告のとおり、「不採択」とすることに「決定」しました。
- 々 次に、「陳情第4号」に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「陳情第4号、町行造林分収契約における地上権設定解除の陳情」に対する委員長報告は「趣旨採択とすべきもの」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「陳情第4号」は委員長報告のとおり、「趣旨採択」とすることに「決定」しました。

- 議 長 日程第2、「議案第37号、三原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第37号、三原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」について賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第37号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第3、「議案第38号、川本町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第38号、川本町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第38号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第4、「議案第39号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第39号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」について賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

- 議 長 よって、「議案第39号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第5、「議案第40号、平成27年度川本町一般会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第40号、平成27年度川本町一般会計補正予算（第1号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第40号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第6、「議案第41号、平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第41号、平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第41号」は原案のとおり「決定」しました。
- 々 次に、日程第7、「議案第42号、平成27年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第42号、平成27年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

- 議 長 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第42号」は原案のとおり「決定」しました。
- 々 次に、日程第8、「議案第43号、平成27年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第43号、平成27年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第43号」は原案のとおり「決定」しました。
- 々 次に、日程第9、「議案第44号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第44号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第44号」は原案のとおり「承認」しました。
- 々 次に、日程第10、「議案第45号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第４５号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保
険税条例の一部を改正する条例の制定について》」に賛成の皆さんの挙手を
求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第４５号」は原案のとおり「承認」しました。
- 々 次に、日程第１１、「議案第４６号、工事請負契約の締結について」の件
を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第４６号、工事請負契約の締結について」に賛成の皆さんの挙手を求
めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第４６号」は原案のとおり「決定」しました。
- 々 次に、日程第１２、「議案第４７号、財産の取得について」の件を議題と
致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第４７号、財産の取得について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第４７号」は原案のとおり「決定」しました。
- 々 次に、日程第１３、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を
議題と致します。
- 々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付してお
りますとおり、会議規則第７４条の規定により、閉会中の継続審査・調査の

- 議長 申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よって、そのように「決定」致しました。
- 々 次に、日程第14、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。
お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。
- 々 次に、日程第15、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。
- 番外
三宅町長 平成27年第2回町議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶をさせていただきます。議員の皆様には、去る6月12日から本日までの間、終始、ご熱心にご審議いただき、上程いたしました全案件とも可決、承認を賜りましたこと心から感謝とお礼を申し上げます。成立致しました各議案の執行にあたりましては、本会議や委員会等の審議でいただきましたご意見、ご提言を十分に留意しながら今後の行政執行に生かして参りたいと存じます。また一般質問につきましては、何方の質問も時期を得た内容で、その都度答弁させていただきましたが、更に検討を加え今後の町政推進に生かして参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。これから日本全国、人口減少時代の中、地方創生が始まります。10年後、20年後を予測する様々な厳しいデータが、この検討の場に出てきますが、それを見てネガティブになって、もうやっても人口が減っていくんだという後ろ向きに捉える事は避けていきたいというのが、私の一番の心配事であります。人口が減少しても希望を持って活躍してくれる人が増える事が、この希望の元の活力のある町に繋がってきます。そして輝く人がいて、地域が輝いている所に人が集まってくると思います。本町はそのような方向に向かっていくようオール川本で頑張っていきたいと考えております。昨日、島根県健康福祉部長から平成27年度から都道府県が策定致します地域医療構想の策定の元となります病床数を厚生省が発表した旨、連絡を受けました。これによりますと大田圏域は現在670床ありますが、233床に削減するとされております。これは医療費の抑制を図り、在宅医療への移行を進める事が前提になりますが、一気に65%も削減する事は地域住民に大きな影響を与える事があります。関係機関と十分に検討していかなければなりません。慎重に進めて参ります。最後に、これから天候が不順で蒸し暑い日が続きますが、議員各位におかれましては体調管理にくれぐれもご留意いただき、今後の本町の発展の為に更なるご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長	以上で、「町長あいさつ」を終わります。
々	以上をもって、本日の議事日程は全て終了致しました。 長時間にわたり慎重審議を賜り誠にありがとうございました。
々	これをもって、平成27年第2回川本町議会定例会を閉会致します。 お疲れ様でした。 (午前 9時50分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員